

令和2年5月25日

保護者の皆様へ

横浜市教育委員会  
横浜市立新橋小学校  
校長 樋渡 典子

## 6月1日以降の段階的な学校再開に向けたお知らせ

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。また、一斉臨時休業に際しても、保護者の皆様から多大なるご協力をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

さて、5月中に緊急事態宣言が解除された場合、横浜市立学校は6月1日より段階的に教育活動を再開します。本校でも感染拡大防止の措置を十分にとった上で再開できるよう、準備を進めているところです。つきましては、次の内容で段階的に再開する予定ですので、お知らせいたします。

なお、緊急事態宣言が5月中に解除されない場合（対象地域指定の継続）や新型コロナウイルスの市内の感染状況によっては、臨時休業等の措置をさらに延長することも想定されます。その場合には、改めてお知らせします。

### 1 段階的な学校再開について

#### (1) 日程

- ・ 第一期 6月1日（月）～12日（金）分散登校による少人数での半日程度の短時間授業  
※ 開港記念日の6月2日（火）も授業を行う予定です。
- ・ 第二期 6月15日（月）～30日（火）学級での半日程度の短時間授業  
※ この期間、給食は実施しません。

#### (2) 再開にあたっての留意点

次の点に十分配慮した上で、教育活動を再開します。

- ・ こまめな換気の徹底
- ・ 多くの人々が手の届く距離に集まらないための配慮
- ・ 近距離での会話や大声での発声への配慮
- ・ 飛沫飛散防止のためのマスク着用
- ・ 手洗い等の励行を指導

など、保健管理や環境衛生に十分配慮した上で、教育活動を行います。

### 2 第一期の分散登校について

- 再開にあたっては、感染予防のため、学級をA・Bの2つのグループに分けて1日おきの登校とし、教育活動を行います。
- グループにつきましては、出席番号順をもとに兄弟関係を考慮して編成しました。兄弟でグループが異なっていた場合は、学校までご連絡（811-2550）ください。
- 登下校は通学班による集団登校ではなく各自での登校となります。安全のため近隣の児童と登校し、可能でしたら保護者の付き添いで登校するようにしてください。また、8:00～8:15の間に学校に登校するようにしてください。  
下校については、方面別に下校時刻をそろえて下校するようにしたいと思います。

○ 分散登校の仕方・時程は、次のとおりとします。

第一期 第1週 (6月1日～5日)

	6/1 (月)	6/2 (火)	6/3 (水)	6/4 (木)	6/5 (金)
Aグループ	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校
Bグループ	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習

登校	8:00 ~ 8:15
朝の会 健康観察	8:30 ~ 8:45
1校時	8:45 ~ 9:15
2校時	9:20 ~ 9:50
3校時	10:00 ~ 10:30
4校時	10:35 ~ 11:05
5校時	11:10 ~ 11:40
帰りの会	11:40 ~ 11:55

第一期 第2週 (6月8日～12日)

	6/8 (月)	6/9 (火)	6/10 (水)	6/11 (木)	6/12 (金)
Aグループ	家庭学習	登校	家庭学習	登校	家庭学習
Bグループ	登校	家庭学習	登校	家庭学習	登校

### 3 持ち物等について

○筆記用具      ○連絡帳      ○健康観察票      ○マスク      ○水筒

○予備用マスク (家庭から着けてきたマスクが破損した時などに使用します。ビニール袋などに入れて持たせてください。各自の机の中に保管します。)

※ 分散登校1日目の持ち物については、メール配信・ホームページで連絡します。2日目以降の持ち物については学年だよりに記載し、分散登校1日目に配付します。

### 4 児童の健康状態の把握について

学校再開にあたり、児童の健康観察とご家庭での健康管理が重要となります。登校前に各家庭で健康観察を行い、体調不良(発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等)の場合は登校を見合わせてください。登校に際しては、健康状態を確認するため健康観察票を登校時に持たせてください。

なお、登校後、児童の発熱や体調不良を確認した場合、文部科学省から示されているとおり、帰宅措置を講じます。

### 5 その他

○ 感染拡大防止にあたっては、ご家庭の協力も不可欠です。免疫力を高めるためにも、十分に睡眠をとること、適度な運動を行うことや栄養バランスのとれた食事をとることを心がけて、規則正しい生活を送ることができるようお願いいたします。また、児童の健康について気になることがある場合は、遠慮なく学校にご相談ください。

○ 第一期は1～4年生及び個別支援学級(全学年)の児童のうち、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合に「緊急受入れ」を実施します。なお、「緊急受入れ」はあくまでも「緊急の措置」であることをご理解ください。第二期は全児童、朝からの登校のため「緊急受入れ」は実施しませんが、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な場合にはご相談ください。

○ 7月以降の教育活動の実施や給食の開始、長期休業期間(夏季、冬季、学年末)の扱い等については、改めてお知らせします。